

# 日本司法支援センターに係る評価及び業務運営について

令和7年12月4日  
独立行政法人評価制度委員会決定

## 1 日本司法支援センターに係る委員会の調査審議の実施概況

本委員会は、本年4月に確認した「令和7年度の調査審議の進め方について」に沿って、日本司法支援センターに係る見込評価（注1）及び組織・業務見直し（注2）について調査審議を行った。

（注1）日本司法支援センター評価委員会が総合法律支援法第41条の2第1項第2号の規定に基づいて行う「日本司法支援センターの第5期中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績評価」。

（注2）法務大臣が総合法律支援法第42条の規定に基づいて行う「日本司法支援センターの組織及び業務全般の見直し」。

調査審議においては、日本司法支援センターの役割や法人を取り巻く環境の変化等について法務省との間で共通認識を醸成するため、法務省及び法人の長・役員との意見交換を実施した。

## 2 次期目標期間において留意すべき事項等について

調査審議の結果、次期目標期間における日本司法支援センターに係る評価及び業務運営について、日本司法支援センター評価委員会及び法務大臣において特に留意すべき事項を以下のとおり取りまとめた。

本委員会としては、今後、次期目標期間終了時に向けて、当該留意事項に係る取組状況を、関心を持って注視していく。

### （留意事項）

- ・ 社会経済情勢が変化し、法人単独では対応困難な社会的課題や地域のニーズが増加する中で、令和8年1月に開始される犯罪被害者等支援弁護士制度への対応など、法人の業務範囲・内容が拡充していることを踏まえると、法人の業務負担軽減を図る観点からも、関係機関との連携を一層推進してはどうか。
- ・ 令和8年1月に開始される犯罪被害者等支援弁護士制度への対応など、法人の業務範囲・内容が拡充するとともに、援助件数も増加する中、引き続き、法人外部との交流も含め、専門人材の確保・育成に取り組むことが必要ではないか。また、業務効率化や利便性向上等の観点から、内部管理業務や各種手続・サービスのDXの取組を計画的に一層推進していくべきではないか。

### （背景事情）

- ・ 法人は、「総合法律支援法」（平成16年法律第74号）に基づく平成18年の設立以来、全国に設置した拠点において、常勤弁護士を含む職員により、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務等の各種業務を適切かつ迅速に実施している。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）においても、「世界一安全な日本」の実現に向け、総合法律支援の充実を進めることとされたほか、令和4年度から始まった靈感商法等対応ダイヤルの運営、令和5年度に成立した「特定不法行為等被害者特例法」（令和5年法律第89号）に基づく特定被害者法律援助の運用等に加え、令和8年1月からは総合法律支援法の一部改正により新たに犯罪被害者支援弁護士制度が開始されるなど、法人が担う業務範囲・内容が拡充するとともに、その役割が一層重要になってきている。

併せて、今後更なる環境変化により、法人のみでは対応できない課題やニーズが想定されることから、地方公共団体や日本弁護士連合会などの関係機関との連携が一層重要になると考える。

- ・ 他方、見込評価をみると、常勤弁護士の業務量について令和7年度までの指標の達成に懸念があること、常勤弁護士の採用数が減少傾向で令和6年度には退職超過に至った状況がみられた。同様に、司法アクセス拡充のための体制整備やオンライン法律相談についての今後の拡充が求められている。加えて、業務・組織見直しにおいても、社会構造の変化を踏まえ、必要な常勤弁護士の確保に向けて魅力発信も含めて採用活動を工夫するとともに、一般契約弁護士等についても弁護士会及び司法書士会と連携し必要数の確保に努めることとされている。

このほか、法人はペーパーレス化を中心とした内部管理業務の効率化、各種手続や書類の授受等のオンライン化による利用者の利便性の向上等について、令和10年度中の稼働に向けた業務システムの整備・再構築に取り組むとしており、定期的な進捗管理等、計画的に取組を進めることが重要であると考える。

以上